

【対象月4～6月分】

茨城県営業時間短縮要請等関連事業者

支援一時金申請要領

1	一時金の概要	・・・・・・・・・・	2～3ページ
2	支給対象者	・・・・・・・・・・	4ページ
3	不支給要件	・・・・・・・・・・	5ページ
4	申請フォーム（申請書）	・・	6～9ページ
5	証拠書類	・・・・・・・・・・	10～12ページ
6	申請の特例	・・・・・・・・・・	12～14ページ
7	申請上の留意点	・・・・・・・・・・	14～16ページ

1 一時金の概要

■趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定に基づき、知事が行う営業時間の短縮要請及び不要不急の外出・移動の自粛要請（以下「営業時間短縮要請等」という。）により影響を受けた中小企業及び個人事業者に対し、予算の範囲内において営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金（以下「一時金」という。）を支給します。

■支給額

1事業者20万円（一律）

※一時金の支給は、1事業者につき1回限りです。

※1～2月分の一時金を受給された方も、今回申請が可能です。

■申請期間

令和3年6月23日（水）から令和3年8月31日（火） ※書面申請は当日消印有効

■申請方法

「電子申請」又は「書面申請」により申請してください。

- ・申請内容の確認のため、追加書類の提出や説明をお願いする場合があります。
- ・審査デスクから連絡する場合がありますので、提出時に必ず控えをお取りください。

○電子申請

いばらき電子申請・届出サービスから申請いただけます。

https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=20842

○書面申請

- ・申請書に必要事項を記載の上、証拠書類とともに以下まで送付してください。
- ・申請書および証拠書類は返却いたしませんので、確定申告書等の添付書類の原本は送付しないでください。
- ・簡易書留など送付物の追跡ができる方法で送付してください。
- ・申請書は県ホームページからダウンロードできるほか、商工会・商工会議所、市町村の窓口で配布しています。



<送付先> 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県事業者支援一時金審査デスク 宛

■ 審査・支給・不支給

- ・審査の結果、適正と認められた場合に一時金を申請者が指定する口座へ振り込みます。
支給決定の通知は行いませんので、ご承知おきください。
- ・審査の結果、要件を満たさない等の理由により一時金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給決定の通知を発送します。
- ・審査結果についてのお問い合わせには、応じかねますのでご了承ください。

■ その他・留意事項

- ・申請前に、本要領等を参考に、申請内容が適切かを御確認ください。
- ・申請内容に不備がある場合、不備修正を依頼します。軽微な不備（誤字等）については、審査担当者が職権により修正させていただく場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- ・書類の不備等があるが、申請者に連絡・確認がとれない、又は申請者が不備修正に応じない期間が相当期間続いたときは、申請が取り下げられたものとみなします。
- ・一時金の支給事務を円滑に進めるため、県では、必要に応じて検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- ・売上減少率は、小数点以下を切り捨てて記載してください。
- ・白色申告の個人事業者等、月平均の売上金額を算出する場合は、1円未満の端数を切り上げて処理してください。
- ・一時金の支給後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、県は支給決定を取り消します。既に、支給した一時金については、一時金の受領の日から納付の日までに応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金と併せて返還していただきます。

申請にあたってご不明な点は、下記までお問合せください。

相談ダイヤル（一時金電話相談窓口）

電話番号：029-301-5558

営業時間 午前9時から午後5時（平日のみ）

2 支給対象者

一時金の支給対象は、以下に掲げる要件を全て満たす事業者です。要件に該当するか、申請前によくご確認ください。

- (1) 茨城県の営業時間短縮要請及び不要不急の外出自粛要請の影響により、2021年4月から6月のいずれかの月（対象月）の売上が、2020年または2019年（基準年）の同月と比べて30%以上減少していること。

※白色申告の個人事業者は、基準年の月平均の売上と比較してください。

(2019年の年間売上が480万円の場合、40万円(480÷12)と対象月の売上を比較)

※業務委託契約等収入を主たる収入として雑所得又は給与所得の収入に計上している個人事業者も、基準年の月平均の売上と比較してください。

※なお、一時金における「売上」とは、以下のものを言います。

- ・法人税確定申告書の別表1における「売上金額」欄に記載されるもの
- ・所得税確定申告書の第1表における「収入金額等」の事業欄に記載されるもの
- ・業務委託契約等収入（雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入であって、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるもの）

- (2) 営業時間短縮要請に協力した飲食店と直接の取引がある事業者、または不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けた主に対面で商品やサービスを提供する事業者であること。

- (3) 2021年の対象月及び基準年の同月において、茨城県内に事業所を有していること。

- (4) 2021年の対象月において、所得税または法人税の納税地を茨城県内としていること。

- (5) 申請日時点において、茨城県内で事業により売上を得ており、一時金の受給後も茨城県内で事業を継続する意思があること。

- (6) 中小企業または個人事業者であること。

※大企業（みなし大企業を含む）、国、法人税法別表第1に規定する公共法人（国立大学法人、独立行政法人等）、政治団体、宗教上の組織又は団体、性風俗関連特殊営業事業者（ソーブランド、個室ビデオ等）は一時金の対象外です。

- (7) 2020年4月から6月までを含む全ての事業年度の確定申告を行っていること。

3 不支給要件

2 支給対象者に掲げた要件を満たさない場合のほか、以下の（１）から（１０）のいずれかに該当する場合は、一時金の支給対象外となります。

- （１）茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号。以下「条例」という。） 第 2 条第 1 号又は第 3 号に規定する者
- （２）代表者又は役員の中に条例第 2 条第 3 号に規定する者がある事業者
- （３）国、法人税法別表第 1 に規定する公共法人（国立大学法人、独立行政法人等）
- （４）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- （５）政治団体
- （６）宗教上の組織又は団体
- （７）中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和 52 年法律第 74 号）第 2 条第 2 項に規定する大企業者及びこれに類する法人
- （８）2021 年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの間に茨城県から営業時間短縮の要請を受けた事業者
- （９）事業収入を得ておらず、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した、被雇用者又は被扶養者である個人事業者
- （１０）前各号に掲げる者のほか、一時金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

4 申請フォーム（申請書）

（1）基本情報

■法人の場合

番号	項目	内容
1	法人番号	法人番号を記載してください。
2	法人名	法人名を記載してください（フリガナも記載）。
3	代表者の職氏名	法人の代表者の職氏名を記載してください。
4	本店所在地	登記簿上の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
5	設立年月日	法人の設立年月日を西暦で記載してください。
6	資本金額又は出資の総額	法人の資本金または出資の総額を記載してください。
7	常時使用する従業員数	常時使用する従業員の数に記載してください。
8	担当者氏名	審査の際に事務局から問合せを行う際の担当者となる方の氏名を記載してください。
9	担当者連絡先（電話番号）	審査の際に事務局から問合せを行う際の連絡先電話番号を記載してください。
10	県内の主たる事業所所在地	茨城県内にある主たる事業所の所在地を記載してください。
11	業種	日本標準産業分類上の業種（8ページ参照）から、該当する業種を1つ選択して記載してください。
12	事業内容	事業内容を記載してください。
13	対象月の売上（A）	対象月（2021年4月から6月のいずれかを選択）の月間売上を記載してください。
14	対象月の前年（前々年）同月の売上（B）	対象月の前年（又は前々年）同月の売上を記載してください。 ※2020年6月以降に開業・法人化した方は、12ページ参照
15	売上の減少率（%）	$(B - A) \div B \times 100 =$ の計算式で求められる減少率です。 減少率が30%以上である必要があります。
16	過去の県一時金の申請	2021年1月～2月を対象に実施した一時金に申請した方は「有」に、今回初めて申請する方は「無」にチェックしてください。

■個人事業者の場合

番号	入力内容	内容
1	申請者名	申請者の氏名を記載してください（フリガナも記載）。
2	申請者住所	申請者の住所を記載してください。証拠書類の身分証の写しに記載されている住所と一致している必要があります。
3	生年月日	申請者の生年月日を西暦で記載してください。
4	電話番号	審査内容の確認の際などの連絡先となりますので、日中に御対応いただける番号を記載してください。
5	屋号	屋号・雅号を記載してください。
6	事業所所在地	店舗や事業所、サービス提供場所など、営業活動の拠点となる所在地を記載してください。
7	業種	日本標準産業分類上の業種（8ページ参照）から、該当する業種を1つ選択して記載してください。
8	事業内容	事業内容を記載してください。
9	対象月の売上（A）	対象月（2021年4月から6月のいずれかを選択）の月間売上を記載してください。
10	対象月の前年（前々年）同月の売上（B）	青色申告の方は、対象月の前年（又は前々年）同月の売上を記載してください。 ※以下の場合、それぞれ指定する金額を記載してください ■白色申告を行っている個人事業者、 年間売上÷事業月数（12か月）で算出した額 ■主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者 年間業務委託契約等収入÷事業月数（12か月） ※2020年6月以降に開業・事業承継した方は12ページ参照
11	売上の減少率（%）	$(B - A) \div B \times 100 =$ の計算式で求められる減少率です。 減少率が30%以上である必要があります。
12	過去の県一時金の申請	2021年1月～2月を対象に実施した一時金に申請した方は「有」に、今回初めて申請する方は「無」にチェックしてください。

(参考) 日本標準産業分類

以下の業種から1つ選択し、基本情報に記載してください。

主たる業種	
A：農業、林業	J：金融業、保険業
B：漁業	K：不動産業、物品賃貸業
C：鉱業、採石業、砂利採取業	L：学術研究、専門・技術サービス業
D：建設業	M：宿泊業、飲食サービス業
E：製造業	N：生活関連サービス業、娯楽業
F：電気・ガス・熱供給・水道業	O：教育、学習支援業
G：情報通信業	P：医療、福祉
H：運輸業、郵便業	Q：複合サービス事業
I：卸売業、小売業	R：サービス業（他に分類されないもの）
J：金融業、保険業	S：公務（他に分類されるものを除く）
K：不動産業、物品賃貸業	T：分類不能の産業

※日本標準産業分類の詳細は総務省のHPを御確認ください。

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

(2) 振込先口座情報

番号	入力内容	内容
1	金融機関名	金融機関名／金融機関コードを入力してください。
2	支店番号	支店名／支店番号を入力してください。
3	口座種別	普通又は当座から選択してください。
4	口座番号	口座番号を入力してください。
5	口座名義人	申請者名と一致するもの。

※振込先の口座は、必ず申請者本人名義の口座としてください。

(3) 売上30%以上減少の要因

売り上げ減少の要因について、いずれかを選択してください。

- 営業時間短縮要請に協力した飲食店との直接取引があるため影響を受けた
⇒ 取引先飲食店の、事業者名、店名、所在地、電話番号、取引内容を入力・記載してください。また、その飲食店との取引を証明する証拠書類を店舗ごとに一つ提出してください。

- 主に対面で個人向けに商品・サービス提供を行っており、不要不急の外出・移動の自粛要請に伴い直接的な影響を受けた
⇒ 該当する商品・サービス内容を選択してください。「その他」を選択した方は、括弧書きに商品・サービス内容を簡潔に記載してください。

(4) 宣誓・同意事項

申請の際には、以下の項目について宣誓・同意する必要があります。

- ① 営業時間短縮要請等関連事業者一時金支給要綱第2条に規定する支給対象者の要件を満たすものであること。
- ② 営業時間短縮要請等関連事業者一時金支給要綱第3条に規定する不支給要件に該当しないこと。
- ③ 事業活動を行うために必要な法令上の許認可等をすべて得ていること。
- ④ 申請内容の裏付けとなる売上台帳等の帳簿書類及び通帳その他の証拠書類を7年間保存すること。
- ⑤ 知事が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立入検査に応じること。
- ⑥ 虚偽や不正な手段により一時金を受給した場合には、一時金の返還を行うこと。
- ⑦ 2021年1月及び2月を対象とした一時金の申請時に提出した基本情報等が審査のために用いられる場合があること。
- ⑧ 一時金の事務のために必要な範囲において、提出した基本情報等が第三者に提供される場合及び申請者の個人情報が第三者から取得される場合があること。

(5) その他

今後の広報活動の参考とするため、簡単なアンケートにもご協力ください。

5 証拠書類

申請内容の確認のため、以下の証拠書類を提出してください。

★印の書類は、2021年1月又は2月を対象とした一時金の申請時に既に提出している場合、提出を省略することができます。

※基準年や振込先口座を変更する場合は必ず提出してください。

■法人の場合（中小企業、その他法人）

	書類の名称	内容
1	確定申告書の写し★	<p>■確定申告書別表一の控え</p> <p>■法人事業概況説明書の控え【両面・2枚】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象月の売上と基準年同月の売上を比較するための書類です。 ・2020年4月から6月（2019年を基準年とした場合は2019年4月から6月）をその期間内に含むすべての事業年度の分を提出してください。 ・確定申告書別表一の控えには、收受日付印が押印（税務署でe-Taxにより申告した場合には受付日時が印字）されている必要があります。 ・e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を添付してください。 ・確定申告書に記載した法人名・所在地・代表者等の情報が変更されている場合は、法人の全部事項証明書を併せて提出してください。 ・新規開業した事業者で、決算月の関係で確定申告期限が来ていない場合は、県ホームページ掲載の「収入申立書」を提出してください。（税理士の署名又は記名押印が必要となります）
2	対象月の月間売上が確認できる書類	<p>■売上台帳、帳面等、確定申告の基礎となる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・形式の指定はありませんが、基本的な事項（対象月、日付、商品名、販売先、取引金額、合計金額）が確認できるものを提出してください。（枚数が多くなる場合は、日別の売上金額が分かる箇所のみでも可） ・基本的な事項が記載されていれば、書類の名称が「売上台帳」でなくても構いません。
3	振込先口座の通帳の写し★	<p>■法人名義の振込先口座の通帳の写し（見開き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時金の振込先となる口座の通帳の写しを添付してください。 ・金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座名義人（カナ名）が確認できるよう提出してください。 ・紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画像を提出してください。

4	時短営業に協力した飲食店との取引証拠書類の写し	<p>■契約書、納品書、支払伝票等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「売上減少の要因」で「営業時間短縮要請に協力した飲食店と直接取引がある」を選択した事業者のみ提出してください。 ・原則、対象月と比較する基準年同月の取引に係る書類としてください。 ・申請書に記載した取引先の店舗ごとに提出してください。
---	-------------------------	--

■個人事業者の場合

	書類の名称	内容
1	確定申告書の写し★	<p>■確定申告書第一表の控え（2020年又は2019年分）</p> <p>■青色申告決算書の控え【2枚】（2020年又は2019年分）</p> <p>※青色申告の場合のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象月の売上と基準年同月の売上を比較するための書類です。 ・確定申告書の控えには、收受日付印が押印（税務署でe-Taxにより申告した場合第一表には受付日時が印字）されている必要があります。 ・e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を添付することが必要です。 ・確定申告書に收受受付印又は受信通知のいずれも存在しない場合には、当該年度の「納税証明書（その2所得金額用）」を提出してください。
2	対象月の月間売上が確認できる書類	<p>■売上台帳、帳面等、確定申告の基礎となる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・形式の指定はありませんが、基本的な事項（対象月、日付、商品名、販売先、取引金額、合計金額）が確認できるものを提出してください。（枚数が多くなる場合は、日別の売上金額が分かる箇所のみでも可） ・基本的な事項が記載されていれば、書類の名称が「売上台帳」でなくても構いません。 ・適当な書類の提出が難しい場合は、県ホームページに掲載した「売上台帳様式例」に必要事項を記載して提出してください。
3	本人確認書類	<p>■運転免許証（両面）、健康保険証（両面）、個人番号カード（オモテ面のみ）、写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（両面）のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所、氏名がはっきりと判別できる形で提出してください。 ・申請を行う日において有効なもの、かつ記載された住所が申請者住所と同一のものである必要があります。

4	振込先口座の通帳の写し★	<p>■申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し（見開き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座名義人（カナ名）が確認できるよう提出してください。 ・紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画像を提出してください
5	時短営業に協力した飲食店との取引証拠書類の写し 【該当者のみ】	<p>■契約書、納品書、支払伝票等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「売上減少の要因」で「営業時間短縮要請に協力した飲食店と直接取引がある」を選択した事業者のみ提出してください。 ・原則、対象月と比較する基準年同月の取引に係る書類としてください。 ・申請書に記載した取引先の店舗ごとに提出してください。
6	業務委託等収入が確認できる書類 【該当者のみ】 ★	<p>主たる収入を雑所得・給与所得で申告している個人事業者は以下の資料も併せて提出してください。</p> <p>①申請者が雇用者でないものとの間で締結する業務委託契約等の契約書</p> <p>②支払者の発行する源泉徴収票又は支払調書</p> <p>③業務委託契約等に係る収入があった事を示す本人名義の通帳の写し</p> <p>※①は提出必須です。②③はどちらか片方を提出してください。</p> <p>例) 業務委託契約書 (①) 及び源泉徴収票 (②) を提出・・・○ 業務委託契約書 (①) 及び通帳の写し (③) を提出・・・○ 源泉徴収票 (②) 及び通帳の写し (③) を提出・・・×</p> <p>※上記①～③に該当する資料の提出ができない場合は、県ホームページに掲載した「業務委託申立書」に必要事項を記載して提出してください。</p>

6 申請の特例

■新規開業等の特例

以下①～③の特例を用いる場合は、次の書類を提出してください。

- ・開業日、事業承継日、所在地、法人化後の代表者等が確認できる書類
(全部事項証明書、事業開始等申告書、開業・廃業等届出書、法人設立届出書 など)
- ・開業以降、確定申告期限が到来していない場合は、基準年の売上を証明する書類
(確定申告する予定の月次の事業収入が証明できる書類であって、税理士の署名がなされたもの。該当する書類がない場合は、県ホームページに掲載の「収入申立書」。)

①2020年6月から12月までの間に新規開業した場合

※事業承継、法人化及び茨城県外から茨城県内への移転開業をした場合も含まれます。

対象月の売上と、開業日以降の2020年中の売上を開業日の翌日（12月31日開業の場合は開業日）が属する月から2020年12月までの月数で除した金額（月平均の売上）と比べて30%以上減少している場合は、支給対象となります。

2020年6月に開業した法人又は青色申告の個人事業者は、2020年6月の売上と比較することも可能です。

(例：2020年10月1日に新規開業した場合)

2020年

10月	11月	12月	合計	月平均
100	100	100	300	100

30%以上減少しているため、支給対象

2021年

1月	2月	3月	4月	5月	6月
80	80	100	80	70	80

②2021年1月から2月までの間に新規開業した場合

※茨城県外から茨城県内への移転開業をした場合も含まれます。

対象月の売上と、2021年1月から3月までの売上を、開業日の翌日が属する月から2021年3月までの月数で除した金額と比べて30%以上減少している場合は、支給対象となります。

(例：2021年1月15日に新規開業した場合)

2021年

1月	2月	3月	1~3月平均
70	100	100	90

4月	5月	6月
100	54	100

▲30%以上減少しているため、支給対象

▲40%

③2021年1月から対象月までの間に事業承継又は法人化した場合】

対象月の売上と、事業承継前に事業を行っていた者又は法人化前の個人事業者の基準年の同月の売上と比べて30%以上減少している場合は、支給対象となります。

※事業承継又は法人化した直後で単に営業日数が少ないために売上が30%以上減少している場合は、支給要件を満たしたことはないため、対象月は、原則事業承継又は法人化した翌月以降としてください。

(例：2021年2月1日に事業承継した場合)

2020年

1月	2月	3月	4月	5月	6月
100	100	100	100	100	100

承継前の事業者

2021年

1月	2月	3月	4月	5月	6月
80	80	100	80	70	80

承継後の事業者

30%以上減少しているため、支給対象

■ 証拠書類の特例

申請者が個人事業者であって、基準年の確定申告の義務がない場合、その他合理的な事由により、確定申告に係る証拠書類（個人確定申告書第一表の控え、青色決算申告書の控え等）を提出できない場合は、基準年の月平均の売上が20万円以上である場合に限り、当該年分の住民税申告書類の控えで代替することができます。

7 申請上の留意点

(1) 基準年の売上は、確定申告書に記載のある金額を用いることとしています。

申請書には、申請者の区分に応じて、それぞれ以下の金額を記載してください。

■ 法人

法人事業概況説明書の「18月別の売上高等の状況」の「売上（収入）金額」欄の該当月に記載のある金額

月別	売上（収入）金額		仕入金額		外注費	人件費	源泉徴収 税額	従事 員数
	千円	千円	千円	千円				
18月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
計								
前 期 の 実 績								
19 当 成								

18月別の売上高等の状況欄の単位にご注意願います。

■確定申告をしておらず、住民税の申告書を提出する個人事業者

住民税申告書「1収入金額等」の「事業」欄に記載のある金額（営業等ア+農業イ）を事業月数（12か月）で除した、月平均の金額

※月平均の金額が20万円未満の場合は支給対象外となります。

第五号の四様式表面（第二条関係）

令和 年度分 市町村民税 申告書
道府県民税

市町村長殿		現住所	整理番号	
		1月1日現在の住所	業種又は職業	
提出年月日		フリガナ	電話番号	
年	月	氏名	個人番号	
日		生年月日	続柄	
		明・大・昭 平・令		
		世帯主の氏名		

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料 控除	⑭ 社会保険の種類	支払った保険料	1 収入 金額 等	事業	営業等	ア	円
	合計			農業	イ		
生命保険料 控除	⑮ 新生命保険料の計	旧生命保険料の計	2 雑 額	不動産	ウ		
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計		利子	エ		
	介護医療保険料の計			配当	オ		
⑯ 地震 保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	3 給与 力	公的年金等	キ		
				業務	ク		
⑰～⑲			4 その他 ケ				
⑰ <input type="checkbox"/> 寡婦控除 (<input type="checkbox"/> 特別 <input type="checkbox"/> 生年不明)				⑱ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)			

(2) 提出書類の省略について

2021年1～2月を対象とした一時金の申請時に提出済の確定申告書及び振込先口座の通帳の写しは、提出を省略することができます。

ただし、基準年や振込先口座を変更する場合は、必ず提出してください。

提出書類	初めての申請	2回目の申請
申請書	提出	提出
2019年又は2020年の所得税又は法人税確定申告書	提出	省略可
2021年の対象月の売上台帳	提出	提出
本人確認書類（個人事業者）	提出	提出
申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し	提出	省略可
時短営業に協力した飲食店との取引証拠書類（該当者）	提出	提出
業務委託等収入が確認できる書類（該当者）	提出	省略可